

運動部活動に係る活動方針

山口県立小野田高等学校定時制課程

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 運動部活動の方針の策定等
校長は、学校の設置者の「設置する学校に係る運動部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- (2) 指導・運営に係る体制の構築
校長は、学校全体の適切な校務分掌等に留意して、運動部活動の適切な指導・運営管理体制を構築し、適正な数の運動部を設置する。また、各運動部の活動内容を把握の上、適宜、指導・是正する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び運動部顧問は、「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月 文部科学省)に則るとともに、県教委が作成する「部活動指導の手引き」を参考に、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰等の根絶を徹底する。
- (2) 運動部顧問は、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を実施する。

3 適切な休養日等の設定

ジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する医・科学的観点も踏まえ、以下を部活動指導の原則とする。

- 週2日以上休養日を確保する。
- 土・日等学校休業日は、原則として部活動は休養日とする。
- 1日の活動時間は、平日は1～2時間以内、学校の休業日は2～3時間以内とする。

4 学校単位で参加する大会等について

学校単位で参加する大会等については、原則、次のとおりとする。

- (1) 高等学校体育連盟・高等学校野球連盟が主催する大会とする。
- (2) それ以外の大会への参加については、本方針の趣旨等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して決定する。

5 安全管理と事故防止

- (1) 校長及び運動部顧問は、事故の未然防止や事故発生時の適切な対応について、適切な措置が講じられるように徹底する。
- (2) 運動部顧問は、施設・設備の点検や安全対策、気象急変時の安全確保、適切な生徒引率などを徹底するとともに、生徒が、自らの身の安全を守るための知識や行動を身に付けることができるよう指導する。
- (3) 熱中症事故防止等の安全確保を徹底する。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、適切な対応を徹底する。